

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目16番7号

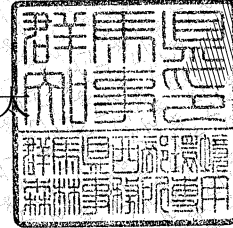
氏 名 三立処理工業株式会社

代表取締役 青木卓



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一大



許可の年月日 令和 4年 6月30日

許可の有効期限 令和11年 6月29日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃PCB等、
- ⑤特) PCB汚染物、⑥特) 廃石綿等、⑦特) 燃え殻、⑧特) 汚泥、⑨特) 廃油、
- ⑩特) 廃酸、⑪特) 廃アルカリ、⑫特) 鉍さい、⑬特) ばいじん（以上13種類）

※⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※④、⑤については、低濃度PCB含有廃棄物に限る。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成 5年 6月30日	新規許可
平成10年 6月30日	更新許可
平成15年 6月30日	更新許可
平成20年 6月30日	更新許可
平成24年11月16日	変更許可
平成27年 6月30日	更新許可
令和 4年 6月30日	更新許可



4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く)				-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	◎	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	◎	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		◎	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		◎	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	◎	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロパン		○	○	○	○			
チオラム		○		◎	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-		-	
ダイキシン類	○	○		○	○		○	-

